

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問５（情）第８号）

第１ 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和３年７月10日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

目視できない地下の表土部分の厚さを、担当官個人の主観的な判断ではなく、どの担当官でも客観的に丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準あるいは「限度見本」などを行政文書として開示願います。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和３年７月26日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和３年８月９日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

県は、基礎調査調書に記載の「表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」

という表現で足りるが、このような定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしている」と弁明している。

しかしながら、その数値化された値は「概算値」と称して10cm単位の丸め値となっており、仮に現地斜面を定量的に測定することなく目視で確認して総合的に判断するとしても、目視確認結果となんらかの基準との照合あるいは「限度見本」との照合などをしない限り、10cm単位の丸め値を得ることはできない。

こうしたなんらかの基準あるいは「限度見本」がない状況で、10cm単位の丸め値を得ようとする担当官は主観的な判断（勘による判断あるいは数値を捏造するなど）を下す、別の担当官が調査を行えば全く異なる丸め値となるといったことが起こりうる。

すなわち、なんらかの基準あるいは「限度見本」がなければ、10cm単位の丸め値は捏造された値かも知れないとの疑念が湧く。

税金を使用して行う基礎調査にあつて、県が表土厚さ記載値を捏造するなどということは考えられない。

よって、「目視できない地下の表土部分の厚さを、担当官個人の主観的な判断ではなく、どの担当官でも客観的に丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準あるいは「限度見本」などの行政文書」は存在しなければならない。不存在であるならば、基礎調査調書の表土厚さ値は捏造値ということになる。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 目視できない地下の表土部分の厚さを客観的に丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準あるいは「限度見本」などの行政文書は存在しなければならず、不存在であるならば、基礎調査調書の表土厚さ値は捏造値になり、行政上の重大な問題である恐れが強い。こうした疑念を払拭するため審査請求する。

- (2) 文献では「表層崩壊の崩壊予備物質が表土層だけである」(飯田智之著、技術者に必要な斜面崩壊の知識、鹿島出版会、P217、2012)とされている。

表土部分の厚さは、国交省告示第35号3が定める深層崩壊の土地に該当するかどうかを判断するうえで極めて重要な数値である。表土の厚さを記載する意味は大きく、定量的に記載すべき値であり、決して概ねの値であってはならない。

したがって、表土の厚さを定量的に記載する基準あるいは限度見本は必要不可欠である。

また、審査請求から弁明書発行までの時間が極めて長くかかっているが、なぜ2年3か月超の時間が必要なのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

請求内容にある「丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準」や「限度見本」について、当機関(土木建築局砂防課)は公共測量で用いる観測値の精度管理や許容範囲を意味していると考ええる。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき県が実施した基礎調査の結果を取りまとめた基礎調査調書(以下「基礎調査調書」という。)のうち、「地質の状況」欄に記載する目的は、調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」という表現で足りるが、このような定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしている。

このため、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしている。

このように、実測の必要がない概ねの値については、公共測量で用いる観

測値には該当しないことから、請求内容にある「丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準」や「限度見本」、いわゆる精度管理や許容範囲等の基準は定めていない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、地下の表土部分の厚さを、担当官個人の主観的な判断でなく、どの担当官でも客観的に丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準あるいは「限度見本」などを行政文書として開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、実測の必要がない概ねの値については、公共測量で用いる観測値には該当しないことから、請求内容にある「丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準」や「限度見本」、いわゆる精度管理や許容範囲等の基準は定めていないため、本件請求文書は作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、表土の厚さを定量的に記載する基準あるいは限度見本は必要不可欠である旨主張していると捉えられることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会から本件請求をどのように捉えたか実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 「限度見本」とは、「製品の品質を評価するための基準となる見本」であり、「製品の品質を一定に保つため、限度見本を用いて製品の品質が一定の基準を満たしているかを客観的に判断する」ためのもので、「丸め誤差」とは、数値が無限桁の小数を含む場合に、これを有効数値で表すために、ある桁以降の値を切り捨てたり、あるいは四捨五入することにより生じる誤差」であると捉えた。
- (2) 県土木建築局の発注する測量業務においては、測量業務共通仕様書や公共測量作業規程等に基づき履行するものだが、これらの仕様書等には、請求内容にある「丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準」ある

いは「限度見本」などの用語はないことから、これらは測量において一般的に用いられている用語ではないが、請求内容から、請求者は表土の厚さを基礎調査調書に記載するにあたり、その値の精度管理等をどのように行っているかが分かる文書を請求していると考えられる。

- (3) 公共測量においては、公共測量作業規程で定める作業方法や統一規格を適用することで、必要な精度を確保することとしており、測量機器等を用いて実測した値を用いる。

一方、基礎調査調書に記載する表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしており、公共測量における基準等を適用したり、参考にするなどしていない。

また、実施機関においては、「広島県基礎調査マニュアル（案）急傾斜地編」（以下「マニュアル」という。）により基礎調査を行っているということであるため、マニュアル及び土砂災害警戒区域等の設定に関する調査業務を受注する業者に示した仕様書を当審査会において確認したところ、いずれも「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを実測することについての記載はなかった。

さらに、表土の厚さの値を記載するにあたって、具体的な測定方法を示した文書や参考にしている文献の有無について実施機関に確認したところ、そのような文書や文献はなく、表土の厚さは、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、調査地区の状況を総合的に判断した値を記載するとのことであった。

これらのことを踏まえると、表土の厚さを、丸め誤差10cm以内で判断できるように制定した基準や限度見本は存在しないとの実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

以上から、実施機関が本件請求文書を不存在としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

- (1) 本件審査請求及び実施機関から当審査会に対し本件審査請求の諮問日と同日付けで諮問された別件審査請求4件は、審査請求から弁明書の発出までに約4か月ないし約2年3か月が経過している。また、別件審査請求では、一部の文書において探索が不十分な点も見られた。

当審査会において実施機関に対し弁明書の発出までに時間を要した理由を確認したところ、他の開示請求の対応や過去の審査請求の事例の確認を行っていたためであるとのことであったが、行政不服審査制度における「簡易迅速な手続」という趣旨を踏まえ、実施機関においては、今後、開示決定等に対する不服申立事案における処理に当たって、迅速かつ十分な対応が望まれる。

- (2) 「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄に具体的な数値を記載する方法については、基礎調査調書を閲覧する者からみれば、一般的には実測した値であると解釈することが通常である。このため、記載方法としては、疑義がないわけではない。実施機関において、基礎調査調書を閲覧した者に誤解を生じさせない方法について検討することを期待する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 1 月 19 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 7 月 25 日 (令和 6 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 8 月 22 日 (令和 6 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月 26 日 (令和 6 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 10 月 31 日 (令和 6 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授